

第40回全国高等学校柔道選手権大会熊本県大会  
兼第62回熊本県高等学校新人柔道大会要項

- 1 主催 熊本県柔道協会
- 2 共催 熊本県高等学校体育連盟
- 3 後援 熊本県教育委員会
- 4 主管 熊本県高等学校体育連盟柔道専門部
- 5 日程 平成30年1月20日(土) 9時30分集合、10時00分開会  
男女個人試合  
男女個人計量(9時~9時30分) 女子団体含む  
※前日計量(16時~17時) 女子団体含む  
1月21日(日) 9時30分集合、10時00分開会  
男女団体試合  
※女子団体計量(9時~9時30分)  
※但し、女子団体計量はいずれか1回のみとする。
- 6 場所 「人吉スポーツパレス」  
人吉市下城本町1566 TEL 0966-22-1688
- 7 試合規定 (1) 試合は国際柔道連盟試合審判規定による。  
(2) 全国高体連柔道部申し合わせ事項  
① 団体試合  
ア 試合時間は3分とする。(ただし、決勝は4分)  
イ 「優勢勝ち」の判定基準は「技あり」または「僅差」以上とする。  
なお、僅差は「指導差2」とする。  
ウ チームの内容が同等の場合は代表選手を行う。  
代表戦の方法は「8 試合方法」で定める。  
② 個人試合  
ア 試合時間は3分とする。  
イ 「優勢勝ち」の判定基準は「技あり」以上とする。試合終了時に技による評価が同等の場合は、ゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、必ず勝敗を決する。
- 8 試合方法 (1) 団体試合  
(ア) 男子の部  
① 参加チームによるトーナメント戦で行う。  
② 各チーム間の試合は、勝ち抜き試合とする。  
③ 試合は各チーム5名で行い、試合ごとのオーダーの変更を認める。  
④ 大将同士が引き分けの場合、代表選手を任意に選出して代表戦を行う。  
代表戦の優勢勝ちの判定基準は「技あり」または「僅差」以上とし、試合終了時に得点差がない場合はゴールデンスコア方式の延長戦を時間無制限で行い、必ず勝敗を決する。  
(イ) 女子の部  
① 参加チームによるトーナメント戦で行う。  
② 各チーム間の試合は、点取り試合とする。  
③ 試合は各チーム3名で行う。試合ごとのオーダー変更は行わない。  
④ トーナメント戦の勝敗の決定は次による。  
ア 勝ち数の多いチームを勝ちとする。  
イ アで同等の場合は、「一本」による勝ち数の多いチームを勝ちとする。  
ウ イで同等の場合は、「技あり」による勝ち数の多いチームを勝ちとする。  
エ ウで同等の場合は、代表戦を行う。

代表戦は引き分け対戦の中から抽選で選び、ゴールデンスコア方式の試合を時間無制限で行う。代表戦の優勢勝ちの判定基準は「技あり」または「指導1」以上とする。なお、引き分け対戦がない場合は、両者反則負けなどで勝敗がつかなかった対戦を代表戦とする。また、両チームが選手の負傷などで2名しかおらず、引き分け対戦がない場合などは、代表選手をすべての対戦の中から抽選で選出して、ゴールデンスコア方式の試合を時間無制限で行う。

(2) 個人試合（男子・女子）

- ① 男子の部 60kg級 66kg級 73kg級 81kg級 無差別級
- ② 女子の部 48kg級 52kg級 57kg級 63kg級 無差別級
- ③ 試合はトーナメント戦とする。

9 引率・監督 (1) 引率監督は、団体の場合は、校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。

(2) 監督は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保健等）に必ず加入することを条件とする。

(3) 監督の役割

① 監督は、自身の選手が大会に入場してから退出するまでの間、選手の行動に責任を持たなければならない。

(4) 監督の行動・言動

① 試合が止まっている間（「待て」から「始め」）のみ、選手に対し指示を与える事が出来る。

② 次の行為を禁止する。

(ア) 試合が進行している最中に指示を出す事や試合中に立ち上がる事。

(イ) 対戦相手や自身の選手を侮辱する言動。

(5) 賞罰規定

① 1回目は審判員が合議の上、口頭による「警告」を与える。

② 2回目は審判員が合議をし、大会委員長または審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任のもとに、その試合が終わるまで監督席から退場させる。

※次の試合（対戦校）からは、監督席に座ることは出来るが、その後も改善されない場合は、大会期間中を通して、監督席への着席を認めない。

10 参加資格 (1) 高等学校に在籍する生徒で、平成11年4月2日以降に生まれた者。（平成29年4月2日現在で18未満であり第1・2学年に在籍）ただし同一学年の出場は1回限りとする。

(2) 転校後半年未満の者は出場することができない。（外国人留学生もこれに準ずる）ただし、一家転住等の理由によりやむをえない場合は、この限りでない。

(3) 外国人留学生については、卒業を目的として入学していること。（短期留学は認めない。）

(4) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる参加を認める。

(5) 高等学校体育連盟に加盟した学校及び全日本柔道連盟に登録した選手であること。

(6) 「脳しんとう」に関する扱いは以下のとおりとする。

① 大会1ヶ月以内に脳しんとうを受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

② 大会中、脳しんとうを受診した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。

③ 練習開始に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

